

二級・木造建築士の「免許証」が「免許証明書」：顔写真入り携帯型(カード)に変わります。



■平成21年4月1日から、今まで高知県が行っていた二級・木造建築士の免許証の交付手続き等の登録事務は、(社)高知県建築士会（高知県指定登録機関）が行います。また、二級・木造建築士免許証は携帯型の二級・木造建築士免許証明書となります。

注意 従来の免許証と免許証明書の効力は変わりません。

平成21年4月1日以降に

＊新規に二級・木造建築士の免許を申請される方

・二級・木造建築士免許証の事項変更及び再交付を申請される方

には、顔写真入り携帯型「免許証明書」が交付されます。

注意 高知県知事免許として登録できる者は、高知県が実施した二級・木造建築士試験の合格者のみです。他の都道府県が実施した試験の合格者は、当該都道府県知事の免許登録を受けてください。

■現在お持ちのA4サイズの免許証を、携帯型の「免許証明書」に「書換え」を希望される建築士の方は、平成21年4月1日以降にその手続きを(社)高知県建築士会で行ってください。

■二級・木造建築士登録関係の申請には手数料が必要です。

- 二級・木造建築士免許申請手数料 19,200円
- 二級・木造建築士事項変更・再交付申請手数料 5,900円
- 二級・木造建築士携帯型「免許証明書」書換え申請手数料 5,900円

注意 その際はA4サイズの免許証は返納して頂くことになります。

■新・建築士制度により、設計又は工事監理の受託契約に関する重要事項説明の際、「建築士免許証」の提示が義務付けられましたが、この場合、現在のA4サイズの「免許証」でも、携帯型の「免許証明書」でも、どちらを提示しても構いません。